

第 6199 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 5月20日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 登録免許税の軽減措置

Q : 土地の売買に係る登録免許税の軽減措置が改正になったとか。どのようになったのですか？

A : 2年延長されました。

【解説】

土地の売買に係る登録免許税の税率の軽減措置は、平成31年度の税制改正で令和3年3月31日まで2年延長されました。

これにより、土地の売買による所有権の移転登記等の税率は次のようになります。

- ・所有権の移転の登記 2.0%→1.5%
- ・所有権の信託の登記 0.4%→0.3%

なお、次の登録免許税の税率の軽減措置の適用期限は、令和2年3月31日までとなっています。

①住宅用家屋の所有権の保存登記の税率

所有権の保存の登記 0.4%→0.15%

②住宅用家屋の所有権の移転登記の税率

所有権の移転の登記 2.0%→0.3%

③住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率

抵当権の設定の登記 0.4%→0.1%

※上記①から③までの軽減措置を受けるには、登記の申請書に住宅用家屋の所在地の市区町村長の証明書(住宅用家屋の床面積が50㎡以上であること等の一定の要件を満たす旨の証明)を添付の上、その住宅用家屋の新築又は取得後1年以内に登記を受けなければなりません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】